資料⑦

医薬品情報係 新人チェックリスト

医薬品情報

1　医薬品情報提供
2　医薬品情報源
3　医薬品鑑別
4　副作用報告(医薬品安全性情報報告)
5　患者の特性・病態に適した投与設計
6　製薬企業・MR対応
7　適応外医薬品使用申請

川崎市立多摩病院　薬剤部
2026/10/1

資料⑦

医薬品情報

1 医薬品情報提供

		説明者印・日付	確認者印・日付

薬剤師法　第25条の2
　薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

薬機法　第1条の5
　医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品等の有効性及び安全性その他これらの適正な使用に関する知識と理解を深めるとともに、これらの使用の対象者（動物への使用にあっては、その所有者又は管理者。第六十八条の四、第六十八条の七第三項及び第四項、第六十八条の二十一並びに第六十八条の二十二第三項及び第四項において同じ。）及びこれらを購入し、又は譲り受けようとする者に対し、これらの適正な使用に関する事項に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。

医療法 第1条の4 第2項
　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。

□	常時、医薬品に関する問い合わせに対応する。		
□	医療従事者や患者、家族からの質疑に対する情報を収集し、応答する。		
□	質疑応答の内容を記録する（薬剤管理指導業務問い合わせ報告書や服薬指導記録に記録する）。		
□	必要に応じ質疑応答の関連文献を収集解析し、学会や雑誌などに報告する。		
□	薬剤師としての守秘義務を遵守し、医療機関から保険薬局に必要な情報を文書（おくすり手帳など）で提供する。		
□	製薬企業の自主回収および行政からの回収命令、販売中止、包装変更などについて随時各職員へ周知を図る。		
□	新規採用薬や採用削除薬、緊急安全性情報、医薬品・医療機器等安全性情報など必要な情報を伝達する。		

2 医薬品情報源

		説明者印・日付	確認者印・日付
□	様々な種類の医薬品情報源（一次資料、二次資料、三次資料）があることを理解し活用する。		
□	書籍やインターネットで医薬品や疾病、治療法に関する情報を検索し、その内容を評価し利用する。		

3 医薬品鑑別

		説明者印・日付	確認者印・日付
□	刻印、識別コードから検索する（MD Bank、薬品情報検索、医薬品集の巻末、インターネット）。		
□	散剤の秤量、用量など不明なものは他院・薬局に電話で問い合わせを行う。		
□	必要に応じて代替となる院内採用薬の情報提供を行う。		

4 副作用報告(医薬品安全性情報報告)

		説明者印・日付	確認者印・日付
□	医薬品の使用により、①死亡、障害、治療のための入院またはその延長が起きたとき、②使用対象者の子に先天異常が認められたとき、③感染症が起きたとき、④添付文書に記載されていない事象が起きたときには速やかに厚労省に報告する。		
□	医療器具の不具合により、①死亡、障害、治療のための入院またはその延長が起きたとき、②感染症が起きたとき、③添付文書に記載されていない事象が起きたときには速やかに厚労省に報告する。		
□	医薬品安全性情報報告書、医療機器安全性情報報告書の保管場所、書き方、提出方法、チェック表への記載。		

5 患者の特性・病態に適した投与設計

		説明者印・日付	確認者印・日付
□	患者の特性を考慮した投与設計（高齢者、小児、妊婦・授乳婦など）。		
□	疾患を考慮した投与設計（腎機能障害、肝機能障害など）。		
□	投与設計する際に参考にする資料。		

6 製薬企業・MR対応

		説明者印・日付	確認者印・日付
□	「MR連絡先・メーカー窓口等一覧」ファイルの使い方。		
□	医薬品情報の問い合わせ。		
□	基本的な注意事項（事前にアポイントをとる、廊下で立ち話をしない）。		
□	新規採用、臨時採用等の手順。		

7 適応外医薬品使用申請

		説明者印・日付	確認者印・日付
□	適応外医薬品使用申請書の記入方法。		
□	適応外医薬品使用申請書に必要な文献の添付。		